

あおもり高教組新聞

発行所
青森県高等学校・障害児
学校教職員組合
青森市鏡本1丁目2-25
教育会館 017(734)7287
編集発行人 酒田 孝
講読料一部20円は組合費
の中に含む

今月の紙面

- 1面:人事院勧告
2面:青森県人事委員会勧告
3面:一時金引下げ
4面:集会報告・広告



* HPへはこちらから→

Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ <http://aokokyoso.g2.xrea.com/> ブログ <http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/>

賃金底上げにつながらない勧告

一時金△0.05月
月例給 据え置き

2020年度人事院勧告

人事院は10月7日、2020年度の国家公務員一般職のボーナスに当たる期末・勤勉手当の年間支給月数について、前年度より0.05月分少ない4.45ヶ月に引き下げるよう国会と内閣に勧告しました。今年度は一時金と月例給を分けて勧告するという異例の事態になりました。新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気減速などを背景に、民間企業の賃金水準が公務員を下回ったためとしています。ボーナスの引き下げ勧告は10年度以来10年ぶりです。月例給については10月28日に勧告が出されました。月例給は現状維持としています。この勧告を参考に、青森県人事委員会が青森県公務員の賃金を勧告しますが、今年度は一時金の減額提示が予想されますが、本県の一時金支給月数は全国でも最低レベルです。減額とならないように声をあげていきます。

【主な勧告】

給与改定について

●特別給は、0.05月分の引下げ。

引下げ分は、今年度については、12ヶ月の期末手当から差し引くこととする。

来年度以降については、0.025月分ずつ、6ヶ月と12ヶ月の期末手当から差し引くこととする。

●月例給は、俸給の改定を見送り。

●手当の改善もなし。

公務員人事管理に関する報告(項目)

●新型コロナウイルス感染症に係る働き方について。

●長時間労働の是正対策。

●ハラスマント防止策。

●定年の引上げ(段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請)。

●その他一人材の確保及び育成、仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進、能力・実績に基づく人事管理の推進。

△通勤手当・非常勤・再任用など具体的な改善なし

改訂を見送るしました。
が、公務労働者の労苦に報いるものではありません。

月例給は据え置き

28日には、月例給は据え置き

月例給は据え置き
に立つ
た改善
た勧告を
するよ
う要請
しまし

No image

署名を手交する逢坂議長(左)

んだ OCN (複数)

県人事委員会へ要請実施

きわめて不当な内容!

本来、人事院勧告は公務員労働者の労働基本権制約の代償措置であり、政治的な思惑で左右されたり、公務労働者の権利や待遇を改善するものであるはずですが。今年度はコロナ禍という特殊環境の下で、民間給与実態調査が大幅に遅れ、勧告そのものが大幅にずれ込んだところはやむを得ません。

これまでの一時金の引き上げ改定では、「勤務実績に応じた給与を推進するため」として、すべて勤勉手当に充てていましたが、引き下げるときは全員が対象となる期末手当に充てていましたが、引き下げるときには全員が対象となる期末手当に充ててきましたが、引けた検討に必要な協力を実現するため「人事管理に関する報告」では、「政府における人材評価の改善に向けた検討に必要な協力を実現するため」として、すべて勤勉手当に充ててきましたが、引けた検討に必要な協力を実現するため「人事管

理に関する報告」では、「政府における人材評価の改善に向けた検討に必要な協力を実現するため」として、すべて勤勉手当に充ててきましたが、引けた検討に必要な協力を実現するため「人事管

せんが、コロナ禍で国民のいのちと安全を守るために、長時間過密労働のもと昼夜をたがわざ奮闘している公務員の現場実態を顧みず、一時金の引き下げ勧告が出されたことは、極めて不当な内容であり、全国の公務員だけでなく、地域経済にも大きな打撃を与えるものと考えます。

今後、本県でもこの勧告に基づく青森県人事委員会勧告が出されます。勧告に向かって、青森県公務共闘連絡会として人事委員会を請を10月27日行いました。皆さんからの署名を手交し、他県とのボーナス支給に立つたりするのも、比較的いうこともない。また、途中でお茶を飲んだり、席を

とスクリーンが見えないと云ふふうな全国規模の会議に参加できる。豪華な講師の講演が聴けることが多い。ウェブだけ参加できるし、普段

坂道の風

最近やつとウェブでの会議に慣れてきた。手軽に参加できるし、普段

の会議に参加できる。豪華な講師の講演が聴けることが多い。ウェブだけ参加できるし、普段

青森県人事委員会は、11月4日、令和2年度の県職員の給与について勧告を出しました。今年度の国家公務員の人事院勧告は10月に、一時金と月例給について別々に出されました。本県では一括の勧告となりました。翌11月5日、県教委職員福利課は、県内三教組に対し、人事委員会勧告に基づいて令和2年度の給与改定検討案を提示しました。前日に発表された人事委員会勧告に倣い、月例給は据え置き、期末手当については支給割合を0・05月引き下げるとしており、コロナ禍で奮闘する現場の教職員に対する配慮のない不当なものです。今後、賃金確定にむけて交渉を行っていきます。

8年ぶりの一時金引き下げ勧告

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.25月(支給済み)	1.20月(現行1.25月)
勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.90月(改定なし)
令和3年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

労苦に背く一時金引き下げ勧告 月例給は据え置き 県教委も同様の提示!

うことは火を見るより明らかです。
さらに県は、左上の表のように、削減する際は勤勉手当に上乗と言っています。近年、一時金を引き上げる際は勤勉手当に上乗せし、引き下げる際に占める勤勉手当の比率が年々高まっています。期末手当は全ての職員にそのまま支給されますが、勤勉手当は成績に応じて支給率が変わるため、減額されて支給されることになります。(3面参照)。職員の分断を許さないためにも、一時金満額支給を要求していく必要があります。

マイナス0.05月

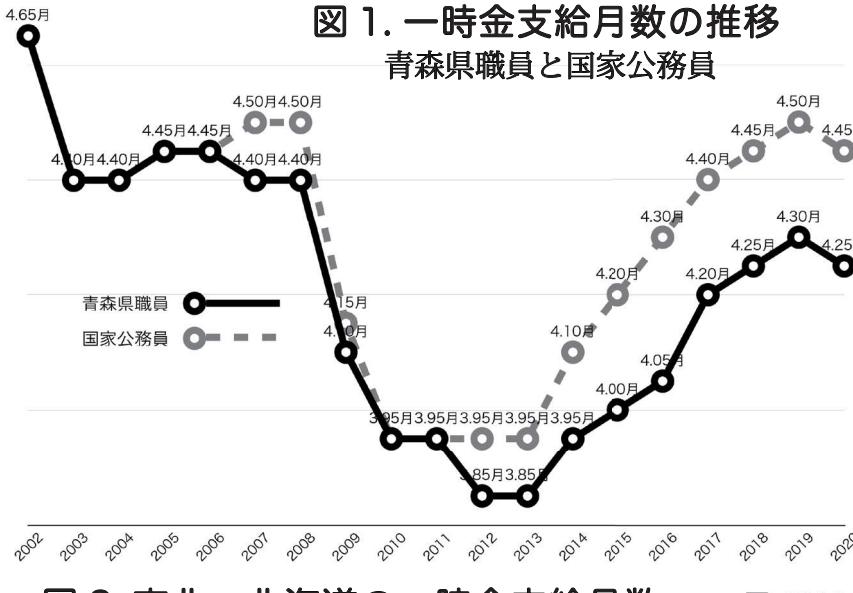
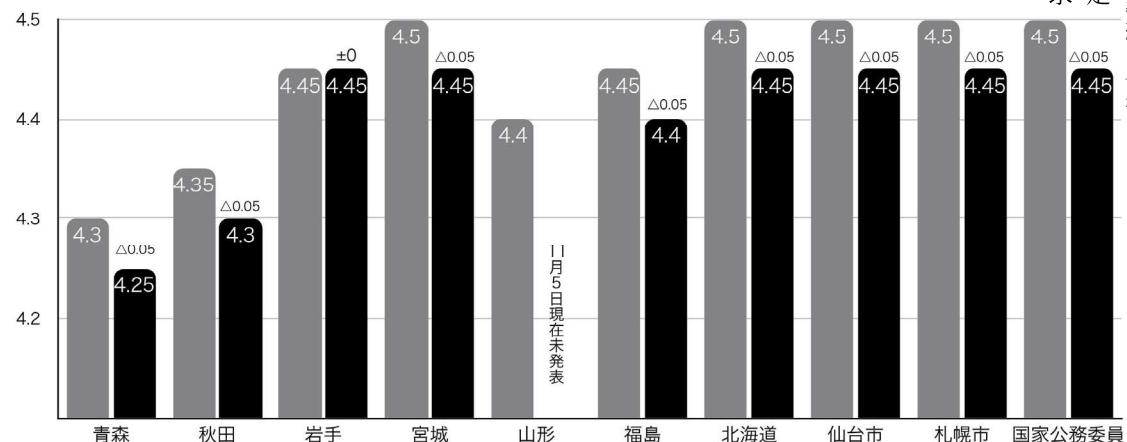


図2. 東北・北海道の一時金支給月数



一時金支給月数は東北・北海道最低を維持

図1と図2でわかるように、2012年以来、青森県と東北・北海道そして、国家公務員との一時金の格差が拡大し、その差が0.2月になつていることは大きな問題です。青森県は東北・北海道でもっともボーナスの少ない県ということができる、人材確保の面から

も大きな問題です。これはまた、人事委員会勧告の中で「人材の確保」を掲げ、「本県の将来を担う有為な人材の確保に取り組む」とする姿勢と全く矛盾するものであります。高教組は今後、県教委との確定交渉や統一要求書交渉の中で一時金引き下げ撤回を要求すると同様に、2020年も大きな問題です。これはまた、人事委員会勧告の中で「人材の確保」を掲げ、「本県の将来を担う有為な人材の確保に取り組む」とする姿勢と全く矛盾するものであります。高教組は今後、県教委との確定交渉や統一要求書交渉の中で一時金引き下げ撤回を要求すると同様に、2020年も大きな問題です。これはまた、人事委員会勧告の中で「人材の確保」を掲げ、「本県の将来を担う有為な人材の確保に取り組む」とする姿勢と全く矛盾するものであります。高教組は今後、

時に、今回の勧告で触れられなかった再任用職員の処遇改善や、長時間勤務の解消や夏季休暇の拡大等の要求を前進させていきます。

人事評価制度はピンハネ制度?

月給40万円の職員
が2019年度に受け取った一時金の試算

県教委が示した2019年度の一時金の支給月数

12月	勤勉手当 0.900 月
6月	勤勉手当 0.900 月
12月	期末手当 1.250 月
6月	期末手当 1.250 月

1,720,000円

月給400,000円の職員が本来もらえるはずの一時金の額



実際に給付された一時金の金額

12月	勤勉手当 1.005 月	4.460月
6月	勤勉手当 0.955 月	
12月	期末手当 1.250 月	
6月	期末手当 1.250 月	

該当者は県内で数名だけ
1,784,000円
▲64,000円

12月	勤勉手当 0.895 月	4.240月
6月	勤勉手当 0.845 月	
12月	期末手当 1.250 月	
6月	期末手当 1.250 月	

99.9%の職員が該当
1,696,000円
▼24,000円

12月	勤勉手当 0.785 月	4.020月
6月	勤勉手当 0.735 月	
12月	期末手当 1.250 月	
6月	期末手当 1.250 月	

1,608,000円
▼112,000円

12月	勤勉手当 0.675 月	3.805月
6月	勤勉手当 0.630 月	
12月	期末手当 1.250 月	
6月	期末手当 1.250 月	

1,522,000円
▼198,000円

懲戒処分など
る職員で
は限
定的
な
人
が
多
い

人事評価制度は「ピンハ
ネ制度」なのか?

が「ピンハネ」されている
ことになります。県全体で
は2億4000万円にも及
びます。制度は巧妙ですが、
給与明細の支給額から確認
することができます。

2016年4月1日から
人事評価制度が始まりまし
た。評価結果の賃金への反
映は、行政職は2016年
度の冬の、教育職は2017年
6月の夏ボーナスから始ま
りました。すでに実施から5年が
経過し、各職場では大きな
混乱もなく、肃々と行われ
ているのではないかでしょう
か。人事評価制度は「教
職員の資質能力の向上及び
学校組織の活性化」のた
めではなく、実際には県教
委の財源に利用されています。
「資質能力の向上」や
学校組織の活性化」のた
めではなく、実際には県教
委の財源に利用されていま
す。勤務成績が「極めて良
好」なため一時金が上乗せ
される「S」の職員はおよ
そ1万人の職員のうちの
0.1%にも満たない「数
名」です。この「数名」は
文科大臣表彰者とほぼ一致
すると言われています。そ
れ以外の99.9%の職員
はB(まれにA)ですが、
これらの職員は一時金から
0.06月分が減額され
ています。平均給与月額は
40万円ですので、単純に計
算すると、年間2万4千円
止するべきです。

人事評価制度は臨時講師
からもピンハネするのか?

人事評価制度は臨時講師
は対象外になっています。
「資質能力の向上」のため
に実施している学校もあり
ますが、評価結果はありません
。それなのに、臨時講
師も「B」として一律0.
06月分が減額されている
ことは驚くべきことです。

人事委員会は何を基準に
民間のボーナスと比較し
たのか?

人事委員会は公務員の賃
金と民間の賃金を比較して
勧告をします。今年度の勧
告では、県職員の一時金は
民間を「0.07月分上回っ
ていた」としていますが、
実際には0.06月分ピン
ハネされているので、その
差は0.01月になり、引
き下げる必要がないことに
なります。絵に描いた餅を
食えというのでしょうか。
このような、ピンハネ目的
の人事評価制度は直ちに廢
止するべきです。

●文科省、概算要求で少人
数で踏み込む

●2021年度青森県教員
採用試験結果発表

9月30日、文科省は

10月30日、県教委は

2021年度概算要求を提
出した。その中に「少
人数学級」に関して「学
級編制の標準の引下げを
含め、少人数によるきめ
細かな指導体制の計画的
な整備について、経済財
政運営と改革の基本方針
2020を踏まえ、予算編
成過程において検討する
こととする」として、予算
額を明示しな

2021年度教員採用試験
の合格者を発表しました。
合格者は昨年より15名少な
い284名でした。全校種
の平均倍率は4.5倍で、
昨年の4.3倍からわずか
に改善したものの、小学校
は2.0倍でした。受験総
数は昨年より24名少ない
1271人で、特に小学校
高等学校での受験者の減少
が目立ちました。今年は初
めて東京でも採用試験を実
施しましたが、受験者数の
歯止めには繋がりませんでした。
また、新型コロナ感
染症対策のため、集団討論
や小学校の2次試験の実技
研修は取りやめるなど異例続き
の採用試験でした。

●中教審で岐阜県教委が免
許更新制度の陳述

11月9日、県教委は来年度
の初任研を大幅に短縮する
ことを発表しました。校内
研修は年間240~300時間だつたものが、来年か
ら180~240時間へ、
校外研修も年間21日から12
日に短縮されました。これ
に伴って、「センター内で
の研修」「センター外での
研修」の区分もなくなりま
した

Petit 教育情報コーナー

●中教審で岐阜県教委が免
許更新制度の陳述

11月9日、県教委は来年度
の初任研を大幅に短縮する
ことを発表しました。校内
研修は年間240~300時間だつたものが、来年か
ら180~240時間へ、
校外研修も年間21日から12
日に短縮されました。これ
に伴って、「センター内で
の研修」「センター外での
研修」の区分もなくなりま
した

10月15日に開催された中央
教育審議会初等中等教育
分科会教員養成部会(第
117回)の中で免許更新
制の改善についての検討が
行われています。その中で
岐阜県教育委員会が「法定
研修の充実などとあわせ
て、更新制の廃止を検討で
きるのではないか」とい
う趣旨の陳述を行いました

3

仲間・職場作り全国交流集会
オンライン会議に参加
9月19～20日に開催されました。

全体講演は、「私たちは何と闘っているのか」と題して、日本労働弁護団常任理事の菅俊治さんが行いました。菅さん自身の組合とかかわりを話し、アメリカの教職員組合運動や組織づくりの方向性を語ってくださいました。「職場を変える秘密のレシピ」が参考になると紹介していました。

分科会で「対話をどう作るか」を話し合いました。この時代はSNSを活用することが重要であること、これまで通りの対話も必要なので、そのハイブリッド化が求められることを確認しました。高教組でもSNSの拡大を検討する必要があると感じました。

全教中央委員会

10月3～4日、全教中央委員会が開催されました。全国から、次の通り様々な取り組みや動きが報告されました。

10月24日、「特別支援学校の設置基準策定を求める全国交流集会」が開催されました。今年は設置基準策定に向けた大きな流れができた年です。これまでの運動に性のあるものにするよう、さらに運動を強めること、特に安易な分校分教室化をさせないように取り組む事

が求められることを確認しました。高教組でもSNSの拡大を検討する必要があると感じました。

障害児教育関係
10月24日、「特別支援学校の設置基準策定を求める全国交流集会」が開催されました。

翌25日には、「全教障害児教育部全国代表者会議」も開催されました。討論は4つの柱で行われ、24本の発言がありました。前日の設置基準策定にかかる話の他に、コロナ禍のもとの障害児教育のあり方、仲間・職場作りなど、全国の取り組みを交流しました。

1月の全国学習交流集会はオンラインでの開催です。気軽に参加できる利点を訴え、多数の参加をめざすことが確認されました。



仲間・職場作り全国交流集会
9月19～20日に開催されました。

全体講演は、「私たちは何と闘っているのか」と題して、日本労働弁護団常任理事の菅俊治さんが行いました。菅さん自身の組合とかかわりを話し、アメリカの教職員組合運動や組織づくりの方向性を語ってくださいました。「職場を変える秘密のレシピ」が参考になると紹介していました。

分科会で「対話をどう作るか」を話し合いました。この時代はSNSを活用することが重要であること、これまで通りの対話も必要なので、そのハイブリッド化が求められることを確認しました。高教組でもSNSの拡大を検討する必要があると感じました。

オンライン会議に参加

こんな時こそ、全国の仲間とつながろう！

- 少人数学級についての取り組みや動き
- 非正規労働者をめぐる2つの最高裁判決について
- 「A」による個別最適化された授業の導入について
- 育鶯社の教科書が大きく後退していること
- 変形労働時間制導入阻止
- 組織拡大の運動の報告

- 中でも注目は大阪で農業技能員の採用が再開したこと、中教審で教員免許更新制を廃止できるのではないか」という発言をしたということです。

No image

オンライン会議、会場からの配信画像

組合員のみなさん

高教組臨時大会開催のお知らせ

2020年度定期大会は書面評決としましたが、この度、青森県教組との連合体発足を決議すべく、以下の通り、臨時大会を開催することになりました。各支部からの、所定数の代議員の参加を求めます。

記

期日：12月19日(土)

- 10:00～11:30 高教組専門部会議
- 12:30～ 高教組選挙管理委員会
- 13:30～15:00 高教組臨時大会
- 15:30～16:30 臨時合同大会

会場：青森県教育会館2階会議室

* 15:30～は県教組と合同で実施。参加要請数等は後日連絡。

教職員のための自動車保険は

全教自動車保険



WEBでかんたん
見積依頼

